

# 工事検査要領

(趣旨)

第1 この要領は、三重県建設工事検査規則（昭和40年11月5日三重県規則第81号）で規定する検査の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(検査の対象)

第2 検査の対象は、三重県建設工事検査規則第2条第1号で規定する工事で、契約図書に数量及び規格値を定めている工事とする。

(検査の種類)

第3 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完成検査 完成検査は、工事の完成を確認するための検査であり、次の場合に行うものとする。
  - ア 完成検査要求があったとき。
  - イ 部分引渡における指定部分に係る工事の完成検査要求があったとき。
- (2) 出来高部分検査 出来高部分検査は、工事の完成前に出来高を確認するための検査であり、次の場合に行うものとする。
  - ア 出来高部分検査要求があったとき。
  - イ 契約を解除する場合において、出来高を確認するための出来高部分検査要求があったとき。
- (3) 中間検査 中間検査は、工事の適正な技術的施工を確保するため、あるいは不可抗力による損害数量を認定するための検査であり、次の場合に行うものとする。
  - ア 中間検査要求があったとき。
  - イ 検査員が必要であると認めるとき。

(検査の執行)

第4 検査は、県土整備部工事検査担当の検査員が行うものとする。

- 2 前項に規定する検査員が執行することが困難な場合は、臨時の検査員が行うことができるものとする。

(検査の中止)

第5 検査員は前条の規定にかかわらず次の場合において、発注機関等と協議し検査を中止することができる。

- (1) 天災その他の不可抗力により検査が不可能となったとき。
  - (2) 検査の立会人の立会がないとき。
  - (3) 検査要件が整っていないとき。
- 2 検査員は検査を中止する場合は、発注機関に検査中止通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(検査の方法及び基準)

第6 検査は、契約図書に基づき工事の出来形、品質及び施工状況等を実地及び記録、写真、資料、その他の関係書類により確認するものとする。

- 2 前項の実地確認が困難な場合は、受注者から工事施工の状況等を聞くとともに関係書類により確認

施行日：令和3年4月1日

できるものとする。

- 3 検査の方法及び基準は、別に定める「土木工事検査基準」、「電気機械設備工事検査基準」及び「営繕工事検査基準」によるものとする。

(検査の立会人)

第7 監督員及び発注機関の長の命じた者は、検査に立会い、検査員の指示に従わなければならない。

ただし、「監督員の立会」は、監督員にやむを得ない事由がある場合は、あらかじめ検査員の承諾を得て「発注機関の長の命じた者」に代えることができるものとし、監督員以外の「発注機関の長の命じた者」の立会は、あらかじめ検査員の承諾を得て省略することができるものとする。

- 2 受注者又は現場代理人若しくは主任技術者若しくは監理技術者は、検査に立会い、検査員の指示に従わなければならない。

ただし、これらの者の立会は、やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ検査員の承諾を得て「受注者の指名した者」に代えることができるものとする。

(指示事項)

第8 検査員は、不合格には至らないが改善を要する事項がある場合は、受注者に対し指示事項書（第2号様式）により、指示するものとする。

- 2 第1項の指示を受けた受注者は、指示事項を完了した場合は、速やかに指示事項履行報告書（第3号様式）により、監督員に報告するものとする。
- 3 監督員は前項の報告があった場合には、実地確認のうえ検査員に提出しなければならない。

(検査意見)

第9 検査員は、工事の適正と技術水準の向上を図るため、発注機関及び受注者に対し、意見、提案及び処置について、指示あるいは指導することができる。

- 2 前項の指示あるいは指導を行う場合は、検査意見書（第4号様式）によるものとする。

附則 この要領は、平成12年 4月 1日から適用する。

附則 この要領は、平成12年 6月 1日から適用する。

附則 この要領は、平成13年12月 1日から適用する。

附則 この要領は、平成14年 6月 1日から適用する。

附則 この要領は、平成16年 4月 1日から適用する。

附則 この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成17年 7月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成18年 9月 1日以降の検査から施行する。

附則 この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年 7月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

# 検査中止通知書

年 月 日

様

検査員 職 氏名

年 月 日予定の 検査は、次の理由により中止します。

工 事 番 号	年 度 第 分 号		
工 事 名			
履 行 場 所	(自) (至)		
検 査 立 会 人	発 注 機 関		
	受 注 者		
検 査 中 止 理 由			

(規格A4)

# 指 示 事 項 書

年 月 日

住所又は所在地  
受注者 氏名又は名称  
及び代表者氏名

様

検査員 職 氏名

次のとおり指示します。

工 事 番 号	年度	第	分	号
工 事 名				
履 行 場 所	(自) (至)			
指 示 履 行 期 限	年	月	日	
検 査 立会人	発注機関			
	受注者			
工事種別等	指 示 事 項			

(規格A4)

# 指示事項履行報告書

年 月 日

検査員 宛て

住所又は所在地  
受注者 氏名又は名称  
及び代表者氏名

次のとおり、指示事項の履行を完了したので報告します。

工事番号	年度	第	分	号
工事名				
履行場所	(自) (至)			
指示年月日	年	月	日	
指示履行期限	年	月	日	
指示履行完了日	年	月	日	
指示事項	履行結果			

指示事項の履行を確認しました。

年 月 日 監督員

(規格A4)

# 検査意見書

年 月 日

課長又は所長  
宛て  
受注者

検査員

年 月 日に検査した結果について、下記のとおり報告します。

工 事 番 号	年度	第	分	号
工 事 名				
受注者名				

（規格A4）